

第三期特定健康診査等実施計画

S M B C コンシューマーファイナンス
健康保険組合

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	男性被保険者は35歳～49歳が多く、女性被保険者の構成割合は30歳～44歳が他健保と比べて高い。 医療費の構成割合は男性が35歳～49歳、女性は30歳～44歳が高く、他健保よりも割合が高い。	→ 今後40歳以上の加入者構成割合が増えるため、30代から生活習慣改善指導や受診勧奨が必要
No.2	健保全体の特定健診受診率は86.1%で 目標値90%に対し-3.9ポイント低い 2016年度受診率の内訳 被保険者：94.2% 被扶養者：63.7%	→ 被保険者に対しては、コラボヘルスにより事業主と協力し、特定健診受診率を高める 被扶養者に対しては、健診の必要性の情報提供、受診環境の見直し、受診勧奨方法の検討、他健保との共同事業を推進し、特定健診受診率を高める
No.3	特定保健指導の対象者数が増加している 2015年度：316人 2016年度：370人（前年比+54人） 要因①：2016年度特定保健指導実施率7.8%で低い 要因②：流出よりも流入の人数が多い	→ ・被保険者に対する特定保健指導については事業所に対し、協力要請を行ない共同実施を実現する ・東京連合会の共同事業では実施件数が限られているため、特定保健指導委託会社との契約により実施件数を高める体制を構築する ・35歳から39歳までの特定保健指導対象者予備群に対する保健指導や受診勧奨を実施する ・被扶養者に対する特定保健指導については健保から被扶養者にアプローチを実施する ・就業時間中に特定保健指導が受けられるよう環境を整える
No.4	・被保険者の健康への関心の低さや健保や事業所からの情報提供不足が考えられる ・健診結果に対するフォローなど事業所の産業医、産業保健師との連携を始めたが、まだ十分ではないため、今後の連携促進が課題である	→ ・事業所の専門職との連携を強化し、健診結果に対するフォローなどを実施する ・加入者に分かりやすく、付加価値の高い健診結果情報を個別に継続的に提供する ・退職者に対して、退職後の健康管理に関する情報提供を実施する
No.5	後発医薬品使用割合は74.6%となっているが、目標値80%にはまだ達していない 加入者への告知や広報が十分ではない	→ ・加入者への告知や広報を行う
No.6	男性女性共に他健保と比較して喫煙率が高い	→ 喫煙対策事業として、喫煙が健康に及ぼす害について情報提供を行うと共に、禁煙外来を利用し易い環境を整える
No.7	患者予備群、治療放置群が増加傾向にある	→ 健診結果に基づく受診勧奨および重症化予防の実施と健保による受診チェック結果の連携

基本的な考え方（任意）
<p>1. 被保険者に向けての取り組み</p> <p>(1) 受診率100%に向けて事業主の理解と協力を得るため、年1回以上の健康事業推進委員会開催など広く働きかけをしている。</p> <p>(2) 今後は事業主の拠点毎に開催している安全衛生委員会にオブザーバーとして参加するなど、更に働きかけを深堀していく。</p> <p>(3) 特定保健指導については</p> <p>①実施率だけでなく長期的展望を見据えた効果検証を行っている。継続支援では、面接支援を中心としたコースを基本的に奨め、対象者一人ひとりに合わせた細やかな支援が行えるようプログラム構成を工夫していく。</p> <p>②対象者毎の経年変化も踏まえ複数年連続対象者への対策にも取り組んでいく。</p> <p>③委託先業者の選定においても費用面だけでなく、面接担当スタッフの対応等を確認し、対象者の成果や結果に繋がるような仕組みに力を入れている委託先と提携している。</p> <p>2. 被扶養者に向けての取り組み</p> <p>(1) 対象者へ確実な案内が行える方法として、被保険者を通して個別の健診案内を行っている。また、対象者が受診しやすい環境整備として、巡回健診に力を入れて、全国で受診できる環境を作り上げている。</p> <p>(2) 特定保健指導は、過去の課題（結果）を受けて指導環境を再構築する必要があり、健保連や他健康保険組合からの情報収集より、被扶養者が指導を受けやすい体制を早急に作り上げていく。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 ICTを活用した分かり易い情報提供ツール「Pe p Up」

対応する健康課題番号 No.4, No.5



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：20～65、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	・スマホを利用した情報提供ツール「Pe p Up」を導入し、健診結果とアドバイス、健康年齢の通知、ジェネリック差額通知、医療費通知、その他利用者の健康状態に合わせたアドバイス、健康イベントを実施する
体制	-

事業目標

被保険者、被扶養者に自身の健康年齢を知ってもらい行動変容を促す							
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
加入者に自分の健康年齢を知ってもらい行動変容を促すことを目的としており、結果は測定できない (アウトカムは設定されていません)							
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
健康年齢が実年齢を下回っている加入者の比率	50%	50%	50%	50%	50%	50%	
生活習慣改善等、記事の配信	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・スマホを利用した情報提供ツール「Pe p Up」を導入・健診結果とアドバイス、健康年齢の通知、ジェネリック差額通知、医療費通知、その他利用者の健康状態に合わせたアドバイスの提供	・スマホを利用した情報提供ツール「Pe p Up」の活用・健診結果とアドバイス、健康年齢の通知、ジェネリック差額通知、医療費通知、その他利用者の健康状態に合わせたアドバイスの提供・ウォーキングラリー等健康イベント実施	・スマホを利用した情報提供ツール「Pe p Up」の活用・健診結果とアドバイス、健康年齢の通知、ジェネリック差額通知、医療費通知、その他利用者の健康状態に合わせたアドバイスの提供・ウォーキングラリー等健康イベント実施
R3年度	R4年度	R5年度
・スマホを利用した情報提供ツール「Pe p Up」の活用・健診結果とアドバイス、健康年齢の通知、ジェネリック差額通知、医療費通知、その他利用者の健康状態に合わせたアドバイスの提供・ウォーキングラリー等健康イベント実施	・スマホを利用した情報提供ツール「Pe p Up」の活用・健診結果とアドバイス、健康年齢の通知、ジェネリック差額通知、医療費通知、その他利用者の健康状態に合わせたアドバイスの提供・ウォーキングラリー等健康イベント実施	・スマホを利用した情報提供ツール「Pe p Up」の活用・健診結果とアドバイス、健康年齢の通知、ジェネリック差額通知、医療費通知、その他利用者の健康状態に合わせたアドバイスの提供・ウォーキングラリー等健康イベント実施

2 事業名 特定健康診査（被保険者）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

被保険者の受診率維持向上							
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
被保険者の受診率	96%	96%	96%	96%	96%	96%	
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
事業主への受診状況報告及び受診勧奨依頼	3回	3回	3回	3回	3回	3回	

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・被保険者は事業主の定期健診と共同実施	・被保険者は事業主の定期健診と共同実施	・被保険者は事業主の定期健診と共同実施
R3年度	R4年度	R5年度
・被保険者は事業主の定期健診と共同実施	・被保険者は事業主の定期健診と共同実施	・被保険者は事業主の定期健診と共同実施

3 事業名 特定健康診査（被扶養者・全体）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

被扶養者の受診率維持向上						
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
被扶養者受診率	70%	70%	70%	71%	72%	73%
加入者全体の受診率	90%	90%	90%	90%	90%	90%
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
巡回健診先の案内送付	100%	100%	100%	100%	100%	100%
検認調査票に被扶養者特定健診受診勧奨パンフレットを同封	100%	100%	100%	100%	100%	100%
未受診者に対して郵送健診受診案内を送付	0%	100%	100%	100%	100%	100%
受診受診の延長	2ヵ月	0ヵ月	0ヵ月	0ヵ月	0ヵ月	0ヵ月
未受診者に受診勧奨葉書の送付	100%	0%	0%	0%	0%	0%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<p>・被扶養者は健保主体で実施・被扶養者の受診率向上のため他健保と共同事業に参加し未受診者の分析や対策を実施・検認の際に調査表に被扶養者特定健診受診勧奨パンフレットを同封・被扶養者の巡回健診受診期間を延長・受診勧奨葉書の送付</p>	<p>・被扶養者は健保主体で実施・被扶養者の受診率向上のため他健保と共同事業にも参加し未受診者の分析、対策の実施・検認の際に調査表に被扶養者特定健診受診勧奨パンフレットを同封・被扶養者が健保以外で実施した健診結果の収集・郵送健診による受診のきっかけ作りを行う</p>	<p>・被扶養者は健保主体で実施・被扶養者の受診率向上のため他健保と共同事業にも参加し未受診者の分析、対策の実施・検認の際に調査表に被扶養者特定健診受診勧奨パンフレットを同封・被扶養者が健保以外で実施した健診結果の収集・郵送健診による受診のきっかけ作りを行う</p>
R3年度	R4年度	R5年度
<p>・被扶養者は健保主体で実施・被扶養者の受診率向上のため他健保と共同事業にも参加し未受診者の分析、対策の実施・検認の際に調査表に被扶養者特定健診受診勧奨パンフレットを同封・受診勧奨葉書の送付・被扶養者が健保以外で実施した健診結果の収集・郵送健診による受診のきっかけ作りを行う・過去3年間を振り返り施策見直しを実施</p>	<p>・被扶養者は健保主体で実施・被扶養者の受診率向上のため他健保と共同事業にも参加し未受診者の分析、対策の実施・検認の際に調査表に被扶養者特定健診受診勧奨パンフレットを同封・受診勧奨葉書の送付・被扶養者が健保以外で実施した健診結果の収集・郵送健診による受診のきっかけ作りを行う</p>	<p>・被扶養者は健保主体で実施・被扶養者の受診率向上のため他健保と共同事業にも参加し未受診者の分析、対策の実施・検認の際に調査表に被扶養者特定健診受診勧奨パンフレットを同封・受診勧奨葉書の送付・被扶養者が健保以外で実施した健診結果の収集・郵送健診による受診のきっかけ作りを行う</p>

4 事業名 特定保健指導（被保険者）

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～64、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

被保険者の特定保健指導率向上						
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
被保険者の特定保健指導率	17%	27%	37%	47%	55%	55%
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施対象事業主	3社	3社	3社	3社	3社	3社
実施対象エリア	1都道府県	3都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<p>・被保険者については事業主と共同事業として就業時間内に実施する・本社ビル従事者を対象としていたが、東京都内の事業主、事業所に対象範囲を広げる・複数の委託業者との契約により、指導実施件数を高める体制を構築する</p>	<p>・被保険者については事業主と共同事業として就業時間内に実施する・東京都以外の大府、福岡の事業所を対象に対象範囲を広げる・ICTを活用した初回面談を取り入れ、指導機会を広げる・複数の業者との契約により実施対象範囲拡大に対応する</p>	<p>・被保険者については事業主と共同事業として就業時間内に実施する・ICTを活用した初回面談を取り入れ、指導機会を広げるとともに全国エリアを対象にする・複数の業者との契約により実施対象範囲拡大に対応する</p>
R3年度	R4年度	R5年度
<p>・被保険者については事業主と共同事業として就業時間内に実施する・ICTを活用した初回面談を取り入れ、指導機会を広げるとともに全国エリアを対象にする・複数の業者との契約により実施対象範囲拡大に対応する・過去3年間を振り返り、施策の見直しを実施</p>	<p>・被保険者については事業主と共同事業として就業時間内に実施する・ICTを活用した初回面談を取り入れ、指導機会を広げるとともに全国エリアを対象にする・複数の業者との契約により実施対象範囲拡大に対応する</p>	<p>・被保険者については事業主と共同事業として就業時間内に実施する・ICTを活用した初回面談を取り入れ、指導機会を広げるとともに全国エリアを対象にする・複数の業者との契約により実施対象範囲拡大に対応する</p>

5 事業名 特定保健指導（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

被扶養者の生活習慣改善		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	アウトカム指標						
	被扶養者の特定保健指導実施率	10%	20%	30%	30%	30%	30%
アウトプット指標							
	指導対象者に郵送による指導動奨を実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・被扶養者に対して郵送による特定保健指導受診動奨を実施する・全国各地の被扶養者の指導希望に対応できる体制を整える	・被扶養者に対して郵送による特定保健指導受診動奨を実施する・全国各地の被扶養者の指導希望に対応できる体制を整える	・被扶養者に対して郵送による特定保健指導受診動奨を実施する・全国各地の被扶養者の指導希望に対応できる体制を整える
R3年度	R4年度	R5年度
・被扶養者に対して郵送による特定保健指導受診動奨を実施する・全国各地の被扶養者の指導希望に対応できる体制を整える・過去3年間を振り返り、施策の見直しを実施	・被扶養者に対して郵送による特定保健指導受診動奨を実施する・全国各地の被扶養者の指導希望に対応できる体制を整える	・被扶養者に対して郵送による特定保健指導受診動奨を実施する・全国各地の被扶養者の指導希望に対応できる体制を整える

6 事業名 特定健診結果から、事業主と健保がコラボした保健指導・受診動奨

対応する健康課題番号 No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～64、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

事業目標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
・健康課題マップにおける治療放置群の構成割合を下げる。 ・特定保健指導対象者数を下げる。							
評価指標	アウトカム指標						
	治療放置群構成率	10%	9.5%	9%	8.5%	8%	7.5%
	積極的保健指導実施対象者数	200人	180人	160人	140人	140人	140人
	動機付保健指導実施対象者数	200人	180人	160人	140人	140人	140人
	アウトプット指標						
受診動奨実施率	75%	80%	80%	85%	85%	85%	
保健指導実施率	75%	80%	80%	85%	85%	85%	

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
特定健診結果から、母体事業主の産業保健スタッフと共同で保健指導及び受診動奨実施対象者を抽出し、産業保健スタッフが実施する。	前年度の効果検証を実施し、改善策を検討した上で、母体事業主の産業保健スタッフと共同で保健指導及び受診動奨実施対象者を抽出し、産業保健スタッフが実施する。	前年度の効果検証を実施し、改善策を検討した上で、すべての事業主の産業保健スタッフと共同で保健指導及び受診動奨実施対象者を抽出し、産業保健スタッフが実施する。
R3年度	R4年度	R5年度
前年度の効果検証を実施し、改善策を検討した上で、すべての事業主の産業保健スタッフと共同で保健指導及び受診動奨実施対象者を抽出し、産業保健スタッフが実施する。	前年度の効果検証を実施し、改善策を検討した上で、すべての事業主の産業保健スタッフと共同で保健指導及び受診動奨実施対象者を抽出し、産業保健スタッフが実施する。	前年度の効果検証を実施し、改善策を検討した上で、すべての事業主の産業保健スタッフと共同で保健指導及び受診動奨実施対象者を抽出し、産業保健スタッフが実施する。

7 事業名

特定健診データの保険者間の連携（退職者へのデータ提供、提供されたデータの活用）

対応する
健康課題番号

No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～65、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

他の保険者との健診データ連携体制の構築							
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
評価指標	情報連携が目的であり数値化できないため (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
提供および取込率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
被保険者の希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、および入社した社員から提供されたデータの取り込み	被保険者の希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、および入社した社員から提供されたデータの取り込み	被保険者の希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、および入社した社員から提供されたデータの取り込み
R3年度	R4年度	R5年度
被保険者の希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、および入社した社員から提供されたデータの取り込み	被保険者の希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、および入社した社員から提供されたデータの取り込み	被保険者の希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、および入社した社員から提供されたデータの取り込み

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,250 / 2,496 = 90.1 %	2,380 / 2,638 = 90.2 %	2,451 / 2,716 = 90.2 %	2,510 / 2,780 = 90.3 %	2,610 / 2,888 = 90.4 %	
		被保険者	1,745 / 1,818 = 96.0 %	1,844 / 1,921 = 96.0 %	1,896 / 1,975 = 96.0 %	1,946 / 2,027 = 96.0 %	1,989 / 2,072 = 96.0 %	2,028 / 2,113 = 96.0 %
		被扶養者 ※3	505 / 678 = 74.5 %	536 / 717 = 74.8 %	555 / 741 = 74.9 %	564 / 753 = 74.9 %	571 / 761 = 75.0 %	582 / 775 = 75.1 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	37 / 366 = 10.1 %	97 / 388 = 25.0 %	157 / 399 = 39.3 %	194 / 409 = 47.4 %	226 / 417 = 54.2 %	235 / 426 = 55.2 %
		動機付け支援	20 / 141 = 14.2 %	60 / 149 = 40.3 %	77 / 153 = 50.3 %	94 / 157 = 59.9 %	97 / 161 = 60.2 %	100 / 164 = 61.0 %
		積極的支援	17 / 225 = 7.6 %	37 / 239 = 15.5 %	80 / 246 = 32.5 %	100 / 252 = 39.7 %	129 / 256 = 50.4 %	135 / 262 = 51.5 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
<p>1. 特定健康診査等の実施率目標に対する考え方 厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本指針（以下「基本指針」という。）の令和5年度の健康保険組合の実施率目標は、特定健康診査90%、特定保健指導55%とされており、平成29年度までの実績（特定健康診査90.7%、特定保健指導6.2%）から見て特定健康診査は達成水準であるが、特定保健指導の目標に対しては大きな乖離があります。特定健康診査等の実施率目標については、基本指針に基づき保険者の区分に応じて掲げられた値を踏まえ設定することとされています。そのため、特定健康診査においては、これまで培ってきた取り組みを継続し、特定保健指導においては、東京都内に限定していた実施エリアを全国に拡大し、加えて外部委託先業者との連携や事業主との協力体制を整えることで基本指針に示された目標値を達成しようと判断し、基本指針で示された値を当健保の目標値として設定することとしました。</p> <p>2. 特定健康診査及び特定保健指導の実施率目標と対象者数 上表：達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数に記載しております。</p>

特定健康診査等の実施方法（任意）

【実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間】

1. 特定健康診査

- 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74

（1）被保険者

①方法

- 実施場所：健康保険組合が契約している全国の健診機関（健康保険組合ホームページに掲載）
- 実施項目：特定健康診査の要件を満たす項目（健康保険組合ホームページに掲載）
- 実施期間：毎年6月1日から11月30日まで
- 対象年齢：30歳以上74歳までは生活習慣病健診（自己負担：3千円）、35歳以上74歳までは短期人間ドックが選択可能（自己負担：5千円）
- 受診勧奨：未受診者への受診勧奨は事業主が実施

②体制

- 被保険者は事業主の定期健診と共同実施であり、事業主との連携体制を構築

（2）被扶養者

①方法

- 実施場所：健康保険組合が契約している全国の健診機関及び、被扶養者はけんぽ共同健診協議会の全国にある巡回健診機関でも受診が可能
- 実施項目：特定健康診査の要件を満たす項目（健康保険組合ホームページに掲載）
- 実施期間：毎年6月1日から11月30日まで
- 対象年齢：30歳以上74歳までは生活習慣病健診（自己負担：3千円）、35歳以上74歳までは短期人間ドックが選択可能（自己負担：5千円）、30歳以上74歳まで、けんぽ共同健診協議会の巡回健診が選択可能（自己負担：なし）
- 受診勧奨：未受診者への受診勧奨は健康保険組合が実施

②体制

- 被扶養者は健康保険組合が主体で実施する体制
- 被扶養者の受診率向上のために、けんぽ共同健診協議会に加入し全国の巡回健診先で受診ができる体制

2. 特定保健指導

- 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74

（1）被保険者

①方法

- 実施場所：初回面談は各事業所の会議室
- 実施項目：特定保健指導の実施要件を満たす内容
- 実施期間：毎年9月から翌年3月まで
- 対象年齢：40歳以上74歳まで
- 実施方法：面談時に健診結果の振り返り、課題となる生活習慣、禁煙指導を始めとした改善指導を実施、支援期間中はスマホアプリの活用や遠隔面談などICTを活用

②体制

- 事業所協力のもと、業務時間中に初回面談を実施
- 外部委託により実施するため委託先業者との連携体制

（2）被扶養者

①方法

- 実施場所：初回面談は自宅など被扶養者が指定した場所
- 実施期間：毎年9月から翌年3月まで
- 実施項目：特定保健指導の実施要件を満たす内容
- 対象年齢：40歳以上74歳まで
- 実施方法：面談時に健診結果の振り返り、課題となる生活習慣、禁煙指導を始めとした改善指導を実施、支援期間中はスマホアプリの活用や遠隔面談などICTを活用

②体制

- 特定保健指導委託先業者の協力のもと、個別面談ができる実施体制
- 外部委託により実施するため委託先業者との連携体制

【外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たった考え方、代行機関の利用】

1. 特定健康診査

- けんぽ共同健診協議会に加入しており、特定健康診査代行機関を利用

2. 特定保健指導

- 特定保健指導の外部委託先の利用あり、契約形態は業務委託契約
- 外部委託先の選定は個人情報保護管理が徹底していることと、既に委託している健康保険組合の評判を聞いて効果が期待できる業者を選定

【周知や案内の方法】

1. 特定健康診査

（1）被保険者

- 健康保険組合のホームページにて周知
- 事業主がイントラネット等の従業員向け社内連絡ツールにて周知

（2）扶養者

- 健康保険組合のホームページにて周知
- けんぽ共同健診協議会から被扶養者宛に特定健康診査の案内冊子を郵送して告知

2. 特定保健指導

（1）被保険者

- 健康保険組合のホームページにて周知
- 事業主がイントラネット等の従業員向け社内連絡ツールにて周知したうえで、対象者に個別連絡で告知

（2）被扶養者

- 健康保険組合のホームページにて周知
- 健康保険組合から対象者に個別連絡で告知

【事業者健診等の検診受診者の検診データを、データ保有者から受領する方法】

- 他の検診受診者の検診データ受領の仕組みを構築済み、紙やCD等媒体で受領した健診データを健康保険組合職員が基幹システムに手入力で対応

【特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法】

- 特定健康診査の間診結果を参考にして抽出
- 抽出の優先順位、①特定保健指導希望者⇒②生活習慣改善意欲有り⇒③40歳前半⇒④喫煙者

【実施に関する年度毎の年間スケジュール、等】

1. 特定健康診査

- 受診期間は被保険者、被扶養者共に6月1日から11月30日まで

2. 特定保健指導

- 毎年6月に前年度の特定健康診査結果に基づき、積極的支援、動機付け支援の対象者を抽出
- 保健指導期間は被保険者、被扶養者共に毎年7月から翌年3月までの間に実施

個人情報の保護

- 1.SMBCコンシューマー健康保険組合 個人情報保護管理規程の外、関係法令、諸規定を遵守する。
- 2.当健康保険組合のデータ保護管理者は常務理事とし、データ保護担当者は事務長とする（システム等運用管理規程）する。また、データの利用者は、個人情報に関する規程に定められた者に限る。
- 3.データ受領は、契約医療機関等から電子データ及び紙面等で受領する。
- 4.データ保管期限は、文書保存規程 第3種とし5年間とする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

- 1.実施計画書をSMB Cコンシューマーファイナンス健康保険組合ホームページで公表する。
- 2.実施計画書を事業主の電子媒体等システムに掲載する。
- 3.健康管理事業推進委員会等にて周知する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

【評価及び見直し】

- 1.下記項目の目標達成状況及び経年変化の推移について評価する。
①特定健康診査受診率 ②特定保健指導受診率 ③保健指導対象者アンケート調査結果 ④保健指導対象者毎の経年状態
- 2.特定保健指導プログラム構成や委託先の評価は、対象者の継続状況や改善率。保健指導対象者アンケート調査結果等により毎年行う。
- 3.平成33年度に中間評価を行い、平成36年度に全体評価を行う。
- 4.当計画において項目等の見直しが必要と判断する場合は、理事会において検討する。

【その他】

当計画を実施するにあたっては、事業主の保健師等の協力のもと、深化した健康診査・特定保健指導等を進める。